

○内閣府は、「子ども・若者育成支援推進法」や「少子化社会対策基本法」に基づく大綱に沿って、児童虐待防止対策を含めた子ども・若者育成支援施策等を総合的に推進。

「子ども・若者育成支援推進法」に基づく大綱※(抄)

※「子ども・若者ビジョン」(平成22年7月)

2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する

(1) 困難な状況ごとの取組

⑤ 困難を有する子ども・若者の居場所づくり

(グループホーム等の居場所づくり)

児童養護施設等を出た後に修学・就労を目指す子ども・若者が生活のできるグループホーム等の居場所づくりを支援します。また、虐待等により保護が必要な子どもについては、一時保護が適切に行われるよう対応します。

(2) 子ども・若者の被害防止・保護

(児童虐待防止対策)

児童虐待の発生予防のため、地域における子育て支援を充実するとともに、子育てに関する親等への情報や学習機会の提供、相談体制の充実を始めとするきめ細かな家庭への支援が実施されるよう促します。

相談、通報等を通じて、児童虐待の早期発見と早期対応に努めるとともに、関係機関等と連携した取組の促進、市町村における子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置促進、機能強化を図ります。また、相談、支援を行う児童福祉司等の確保などにより、児童相談所の体制強化を図ります。

さらに、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権制限等の具体的な在り方について検討を進めます。

3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する

(2) 大人社会の在り方の見直し

(虐待を行った保護者に対する対応等)

家族再統合や家族の養育機能の強化を図るための支援を充実し、在宅支援を強化します。

また、虐待を行った保護者に対する指導法の研究等を進めます。

「少子化社会対策基本法」に基づく大綱※(抄)

※「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月)

第4 目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

(8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

- ・ 児童虐待を防止するとともに、里親やファミリーホームの促進、施設のケア単位の小規模化など家庭的養護の拡充、虐待を受けた子どもへのきめ細やかな対応等により社会的養護の充実を図ります。

別添1 施策の具体的内容

《児童虐待を防止するとともに、社会的養護を充実する》

□ 児童虐待防止に向けた普及啓発(オレンジリボン・キャンペーン)

- ・ 児童虐待の現状を広く国民に周知するとともに、オレンジリボン・キャンペーン等の啓発活動により、社会全体として児童虐待を防止する機運を高めます。

□ 児童虐待の早期発見・早期対応

- ・ 市町村における「子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)」の機能強化を図るとともに、相談、支援を行う児童福祉司等の確保などにより児童相談所の体制強化を図ります。
また、保育所や幼稚園、小・中学校等の関係機関における職員等の対応スキルの向上により、児童虐待の早期発見・早期対応体制の充実を図ります。

□ 施設内虐待の防止

- ・ 改正児童福祉法(平成21年4月施行)を踏まえ、児童養護施設等に入所する児童の権利擁護の強化や、基幹的職員(スーパーバイザー)の養成研修などケアの質の確保のための取組の推進などにより、施設内虐待(被措置児童等虐待)の防止の徹底を図ります。

内閣府における児童虐待防止に係る取組②

○毎年11月の「子ども・若者育成支援強調月間」において、児童虐待の予防と対応を重点事項の一つとして啓発活動を実施。同月間と時期を一にして実施される「児童虐待防止推進月間」も厚生労働省とともに主唱し、児童虐待防止に対する啓発を促進。

子ども・若者育成支援強調月間（毎年11月）

1. 趣旨・目的

子ども・若者育成支援に関する国民運動の一層の充実や定着を図ることを目的として、毎年11月を「子ども・若者育成支援強調月間」と定め、関係省庁、地方公共団体、関係団体とともに、諸事業、諸活動を集中的に実施。

2. 実施主体

内閣府、関係省庁、
都道府県、市区町村、
青少年関係諸団体

3. 実施要綱における重点事項（平成25年度）

- ア 子ども・若者の社会的自立支援の促進
- イ 生活習慣の見直しと家庭への支援
- ウ 児童虐待の予防と対応
- エ 子どもを犯罪や有害環境等から守るための取組の推進
- オ 子どもの貧困対策の推進



実施要綱に基づき、
各主体が啓発事業を展開

※同じく毎年11月に実施される「児童虐待防止推進月間」も厚生労働省とともに主唱し、児童虐待防止に対する啓発を促進。